

浦安市街頭パフォーマンスライセンス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦安市街頭パフォーマンスライセンス事業（以下、「事業」という。）の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 街頭パフォーマーの登録を行い、街かどステージの利用を促進することにより、音楽やダンスなどの芸術活動を通して、まちのにぎわいの創出と魅力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭パフォーマー 事業に登録したプロ及びアマチュアのアーティストやパフォーマンスを行う個人又は少人数のグループ（以下、「団体」という。）の総称をいう。
- (2) 街かどステージ 街頭パフォーマーが創作、発表の場として活動を行うために、市が指定した場所をいう。

(街頭パフォーマーの登録)

第4条 市長は、街かどステージで、多種多様なパフォーマンスを披露できるよう、次のいずれかに該当するものを街頭パフォーマーとして登録することができるものとする。

1	音楽演奏・歌	クラシック、ジャズ、ポップス等の楽器演奏やコーラス・声楽等の音楽演奏を行う者
2	ダンス・舞踊	バレエ、フラダンス、ストリートダンス、日本舞踊等の各種ダンスや舞踊を行う者
3	演劇・演芸	演劇、一人芝居、朗読、落語、講談等を行う者
4	大道芸	パントマイム、ジャグリング、マジック等のパフォーマンスや身体表現等を行う者
5	路上アート	絵画、似顔絵等を行う者
6	伝統芸能	地域に伝わる伝統芸能を行う者
7	前各号に掲げるもののほか、市長が街頭パフォーマーとして認める者	

- 2 街頭パフォーマーとしての登録は、個人ごとに行うものとする。
- 3 16歳未満のものは保護者の承諾を必要とする。
- 4 外国籍のものは在留資格を有するものとする。

(登録の承認等)

第5条 前条の規定による登録を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、市が指定する期間に審査を受け、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治又は宗教的目的をもって活動することが認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びこれに準じる団体に関わっていると認められるとき。
- (4) 登録の承認を受けた日から起算して、1年以内に街かどステージを使用しなかったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(登録の申請)

第6条 申請者は、浦安市街頭パフォーマンスライセンス登録申請書(別記第1号様式。以下「登録申請書」という。)に審査に必要なDVD等の動画プロフィールを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、登録を承認する場合は浦安市街頭パフォーマンスライセンス承認通知書(別記第2号様式)により、承認しない場合は浦安市街頭パフォーマンスライセンス不承認通知書(別記第3号様式)により申請者へ通知するものとする。
- 3 市長は、通知書の証として街頭パフォーマーが携帯する浦安市街頭パフォーマンスライセンス登録証(別記第4号様式。以下「登録証」という。)を合わせて発行する。
- 4 登録に係る手数料は無料とする。
- 5 登録証の有効期間は、登録の日から起算して1年とする。
- 6 第1項の規定により登録証の交付を受けたものは、登録申請書の内容に変更が生じた場合は、浦安市街頭パフォーマンスライセンス登録内容変更届(別記第5号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(申請者の確認)

第7条 市長は、登録申請を受けた際、申請内容確認のため、申請者本人であることを証明する身分証明書の提示を求めることができるものとする。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、第6条の規定により承認を受けたもの(以下、「登録者」という。)が、その承認を偽りその他不正の手段により受けたときは、その承認を取り消さなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。
 - (1) 第5条第1項各号に規定する事由が生じたとき。

(2) 登録者が、この要綱に違反したとき。

- 3 前項の規定による承認の取消しは、浦安市街頭パフォーマンスライセンス登録取消通知書（別記第6号様式）により行うものとする。
- 4 登録を取り消された者、又は自らの理由によって登録を辞退する者は、速やかに通知書と登録証を市へ返還しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 登録者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(登録者以外の活動禁止)

第10条 登録証を交付されていない者の街かどステージでの活動は原則としてこれを禁止するものとする。

(街かどステージの名称及び位置)

第11条 街かどステージの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
しんうら広場ステージ	新浦安駅前広場ステージ（別添位置図による）

(原状回復)

第12条 登録者は、街かどステージの使用を終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 登録者は、街かどステージを毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(街かどステージの使用時間)

第14条 第11条に規定する街かどステージの使用時間は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く、午前10時から午後8時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- 2 街かどステージは、1回の使用につき準備及び片づけを含め60分を超えて使用することはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用時間を延長することができる。
- 3 選挙運動期間等、市及びその他の公共機関等が街かどステージを使用するときは、街かどステージの使用ができないものとする。

(登録者の義務)

第15条 登録者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 街かどステージの電源及び発電機を使用しないこと。
 - ア ポータブルアンプ（電池式又は充電式）に限り使用を認める。
- (2) 通行人等の迷惑になるような行為をしないこと。
 - ア 周辺の住民や商業施設及び一般通行人への騒音の影響が大きい、大音量を発生する器材・楽器を使用しないこと。
 - イ 一般通行人や商業施設利用者の迷惑とならないよう通路を十分に確保するとともに、観客に対しても通行を妨げないよう協力を呼びかけること。
- (3) 使用時間を守ること。
- (4) 物品等の販売行為や営利とみなされる行為、投げ銭の強要をしないこと。
- (5) 壁、柱等に、はり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 火気・刃物等の危険物を使用しないこと。
- (7) 交通費及び必要な資器材、資器材の搬入搬出等に関する費用は使用者の負担とすること。
- (8) 使用後は活動場所やその周辺のゴミを拾うなど、掃除を行うこと。
- (9) 団体で活動する場合は、全員が登録者であること。
- (10) 活動中は登録証を観客及び通行者等に見えるように掲示又は求められたときに提示すること。また、パフォーマンス活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては、自己責任において解決すること。
- (11) 観客に次条に規定する事項を守らせること。
- (12) 市職員及びその他文化施設の職員の指示する事項に従うこと。

（観客の義務）

第16条 観客は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 市職員及びその他文化施設の職員又は使用者の指示に従うこと。

（職員の立入り）

第17条 市職員及びその他文化施設の職員は、パフォーマンスライセンス事業の運用上必要があるときは、立ち入ることができる。

（街頭パフォーマーの活用）

第18条 市長は、公共的な行事や催し物などの際に、街頭パフォーマーに情報を提供することができる。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、パフォーマンスライセンス事業の運用等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。